
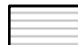



インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業(特区832)の全国展開について

現行の通信制大学について

平成13年3月における大学通信教育設置基準の一部改正により、124単位すべてをインターネットによる授業により単位の取得が可能となる。

 : 特に履修方法に指定のない単位

 : 面接授業又はメディア（インターネットを含む）授業

 : 放送授業

卒業に必要な単位数 = 124単位

③30単位以上=面接授業又はメディア（インターネットを含む）授業



①94単位まで=印刷教材による授業、放送授業、
メディア（インターネットを含む）授業

②10単位まで=放送授業で代替可能

①+③=124単位までメディア授業による単位の取得が可能

特区832における特例措置の内容

教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学については、大学通信教育設置基準の校舎等面積の基準によることなく設置を可能とする。

○特例措置の適用対象となる大学の定義

通信教育を行う学部のみを置く大学であって、インターネットを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う授業科目のみにより教育課程を編成するもの。

⇒ 卒業要件となるスクーリングや実験に当たって、学生の登校を求める等、インターネット等による授業のみで当該大学の卒業要件を満たすことができない場合は、学生が登校してくることを前提に校舎等の施設を整備する必要があるため、特例措置の対象外となる。

○特例措置の適用対象大学

平成19年4月 サイバー大学設置（福岡市）

IT総合学部（入学定員：600名）

世界遺産学部（入学定員：600名） ※平成22年10月 学生募集停止

平成22年4月 ビジネス・ブレークスルー大学設置（千代田区）

経営学部 グローバル経営学科（入学定員：200名）

ITソリューション学科（入学定員：100名）

特区832の全国展開に関する構造改革特別区域推進本部の決定（平成24年4月9日）

大学（学部）については、規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、全国展開を行うこと。（平成25年度を目途に措置）

○大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する調査研究協力者会議の設置

（平成24年7月27日）

特区832の全国展開に伴う大学通信教育設置基準の在り方、具体的には、「特例措置の実施に伴う課題と、それに対処するために必要な措置」及び「大学通信教育設置基準の具体的な改正の方向性」を当面の検討課題とする。

協力者会議における議論の方向性

(1)望ましい施設の在り方について

◆インターネット等により通信教育を行う学部のみを置く大学であって、卒業に必要な124単位のすべてを取得することができ、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合の特例として、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等の施設の面積基準にかかわらず大学の設置等を行うことができること

⇒この場合であっても、当該大学の教育研究に必要な校舎を備えること

(2)教育研究に支障がないと認める要件について

◆教育研究に支障がないと認めるため、インターネット大学の強みをより際立たせ、かつ、従来の通信制や通学制の大学と遜色ない教育水準を確保するために必要な機能を備えること

⇒インターネット等による授業の設計、配信等に係る専門知識を有する者(インストラクショナルデザイナー)の配置など、メディア授業を十全に実施するための体制を整備すべきこと

⇒学生の円滑な学習を確保するため、学生に対する技術面及び教育面での十分な支援を行うべきこと

⇒学生のうち、特に社会人経験のない者の教育に十分に配慮すべきこと

(3)「対面性を補完」する方策について

◆対面性を補完するための方策として、個々の学生の総合的な能力や学習成果を確認すべきと考えられる場面に絞って、教員と学生本人の一对一のやりとりが可能となる同時双方向の手段を適切に導入するよう求めること

⇒教育課程の中に、同時双方向の形式で行われる教育活動を適切に取り入れるべきこと

⇒少なくとも卒業の可否を判断する局面において、教員と学生が一对一で行う口頭試問等の取組を実施することが期待されるが、これに加え、各大学の教育課程において重要と考えられる授業科目においても、必要に応じて同様の取組を行うよう努めるべきこと

(4)許容しうる面接授業の範囲について


◆卒業要件外で面接授業を行う場合には、面積基準の特例の適用対象となること


⇒卒業要件である124単位の外で、面接授業を実施することは差し支えないこと。

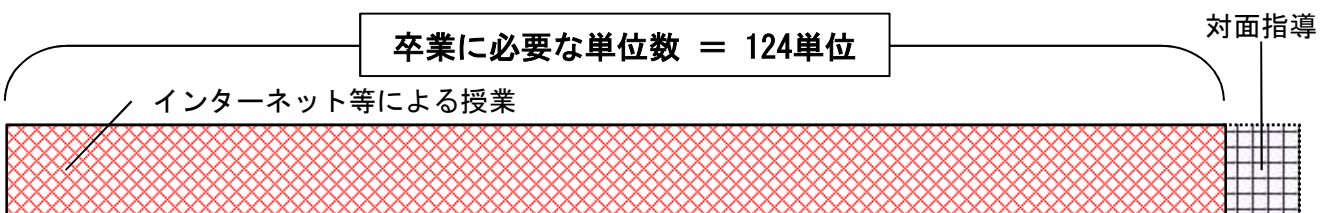
⇒面接授業を含む対面の機会については、その実施科目、実施時期、実施場所等をあらかじめシラバス等で示す必要があること

大学通信教育設置基準改正後のイメージ

特例を活用できる大学 124単位すべてをインターネット等による授業で取得できる学部だけを設置


 : インターネット等による授業

 : 対面指導

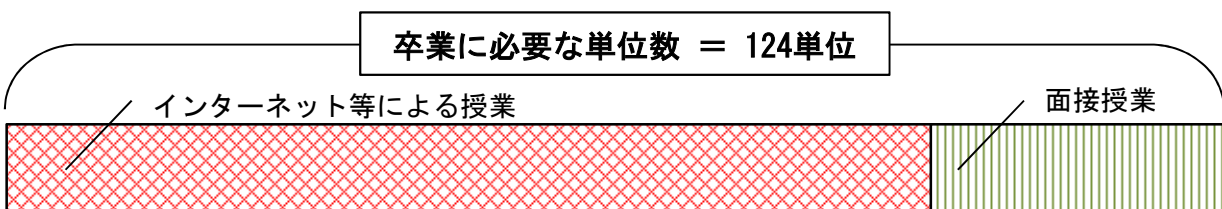


⇒別表第二に定める面積基準を **緩和**

特例を活用できない大学 一部を面接授業により、その他すべての単位をメディア授業により取得

 : インターネット等による授業

 : 面接授業



⇒別表第二に定める面積基準を **適用**

○大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が

履修させることができる授業について定める件（平成十三年三月三十日文部科学省告示第五十一号）

大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成十三年三月三十日から施行する。

なお、平成十年文部省告示第四十六号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

○大学通信教育設置基準(昭和56年10月29日文部省令第33号)(抄)

第10条 通信教育学部を置く大学は、当該学部に係る大学設置基準第36条第1項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。

別表第二 通信教育学部の校舎等面積（第10条関係）

学部の種類	収容定員 4,000 人 の場合の面積 (㎡)	収容定員 8,000 人 の場合の面積 (㎡)	収容定員 12,000 人 の場合の面積 (㎡)	収容定員 16,000 人 の場合の面積 (㎡)
文学関係	3,440	5,790	8,390	11,000
教育学・保育学関係	3,440	5,790	8,390	11,000
法学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
経済学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
社会学・社会福祉学関係	3,690	6,040	8,520	11,130
理学関係	7,660	13,560	19,630	25,870
工学関係	8,750	15,490	22,420	29,550
家政関係	5,520	9,660	14,120	18,590
美術関係	5,340	9,350	13,670	18,000
音楽関係	4,780	8,370	12,230	16,100

○大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)(抜粋)

第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2～6 (略)

大学通信教育等における情報通信技術の活用に関する
調査研究協力者会議 委員名簿

(五十音順、敬称略)

- | | | |
|------|-----|-------------------|
| ○來 生 | 新 | 放送大学副学長 |
| ○向 後 | 千 春 | 早稲田大学教授 |
| ○小 松 | 秀 圀 | 日本イーラーニングコンソシアム会長 |
| ○五月女 | 芳男 | 産業能率大学理事 |
| ○鈴 木 | 克 夫 | 桜美林大学教授 |
| ○高 橋 | 陽 一 | 武蔵野美術大学教授 |
| ○田 島 | 貴 裕 | 北海道大学技術専門職員 |
| ◎西 原 | 明 法 | 東京工業大学教授 |
| ○三 石 | 大 | 東北大学准教授 |

※ ◎は座長

(計9名)